2　重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができることとした。（第一六条第八号関係）

3　非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

裁判所は、法第二七条第一項本文又は第九七条第二項の規定にかかわらず、法第二六条第三項の規定により選定された裁判員候補者又は法第九七条第一項に規定する選任予定裁判員のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、法第二七条第一項又は第九七条第二項の規定による呼出しをしないことができることとした。（第二七条の二、第九七条第五項関係）

4　裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

㈠　裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二九〇条の二第一項又は第三項の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下同じ。）を明らかにしてはならないこととした。（第三三条の二第一項関係）

㈡　裁判長は、㈠に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知することとした。（第三三条の二第二項関係）

㈢　㈡の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないこととした。（第三三条の二第三項関係）

5　附則

㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

㈢　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（法律第三八号）

（総務省）

一　郵便法の一部改正関係（第一条関係）

郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないこととした。

二　民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、次の信書便の役務を特定信書便役務とした。

㈠　長さ、幅及び厚さの合計が七三センチメートルを超える信書便物を送達するもの

㈡　その料金の額が八〇〇円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

2　一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金について、総務大臣への届出を要しないこととした。

3　総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととした。

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十七号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第一号中「禁錮（こ）」を「禁錮（い）」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（対象事件からの除外）」を付し、同条第一項中「畏怖し」を「畏怖（い）し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一　公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であって、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二　第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であって、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2　前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3　第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第十六条第八号に次のように加える。

ホ　重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。